

**「第４期八尾市障がい者基本計画後期計画（素案）」についての
市民意見提出制度（パブリックコメント）の実施結果と市の考え方について**

「第４期八尾市障がい者基本計画後期計画」を策定するにあたり、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第 12 条の規定に基づき、その結果と提出された市民意見に対する市の考え方を公表します。

ご提出いただいた意見等は原文の内容を基本としつつ、趣旨を損なわないように要約しております。

（１）意見募集期間

令和 6 年 12 月 2 日（月）から令和 6 年 12 月 27 日（金）

（２）提出方法別の提出人数及び意見数

提出方法	提出人数（人）	意見件数（件）
直接持参	2	5
電子メール	1	1
F A X	—	—
郵便	—	—
八尾市電子申請システム	—	—
合計	3	6

市民意見提出制度（パブリックコメント）の実施結果と市の考え方について

番号	項目	掲載ページ	市民意見の主な内容（要約）	市の考え方
1	分野6 住環境 市営住宅の整備・改善	44 ページ	障がい者等が利用しやすい住宅の整備として、府営住宅では居室をグループホームとして利用する取り組みを行っているが、府営住宅と同様の取り組みを市営住宅でもできないのか。	現状、グループホームとしての活用はしておりませんが、今後、市営住宅の空き家等の状況、グループホームのニーズ等を踏まえ、関係機関と連携して検討してまいります。
2	分野8 芸術文化・スポーツ・生涯学習等 芸術文化振興事業	50 ページ	障がい者は芸術の受け手だけでなく、アーティストとしての面もあるのでその視点を入れてほしい。	芸術文化振興事業においては、例えば、高校合同文化祭にて八尾支援学校の作品展示や、文化会館の事業として、東京 2020 パラリンピック開会式に出演した義足のダンサーが主催事業に出演したほか、ワークショップに視覚障がい者が参加したり、障がい福祉サービス事業所の作品展示を行ったりするなど、いただいたご意見に関する取り組みも進めているところです。計画書にも本主旨の内容を追記し、引き続き、障がい者の作品展示や発表の機会の充実に努めてまいります。
3	障害者福祉専門分科会の意見等	24～27 ページ	計画書素案の中で前期計画実績の検証と、後期計画づくりの観点で意見が掲載されている点は良いと思った。意見の内容を見ても発信者の立場やこだわりなどが伝わり、実務経験者等が共感できる意見もあると思う。このように会議意見をまとめている点は良いが、可能であれば情報公開コーナーで閲覧できる公開資料、会議名、日時などを明記してほしい。	障害者福祉専門分科会や障がい者基本計画ワーキング会議の会議録については市ホームページにて公開しており、同ページ内に会議名や日時等も掲載しております。また、本計画には明記していませんが、公開資料につきましては情報公開コーナーにて閲覧できるようにしております。
4	分野5 生活支援 居住系サービスの確保	41 ページ	最近では障がい者の親の高齢化が進んでいる中で、自宅からグループホームへ移り住み「親族とは距離を置いた暮らし方に慣れていく体験を繰り返し重ねる」ことが大切だと感じ、グループホームは重要な地域資源となっている。このことから、もう少しグループホームのメリットについて具体的に例示できないか。	ご意見のとおり高齢化が進む中において、グループホームの役割は重要なものとなっております。「居住系サービスの確保」の部分に関しては、重度障がい者及び強度行動障がい者の受入に関する文章を新たに追加したことに加え、主な事業「グループホームの充実」内の取り組み方針等では、地域移行の進展や親なきあとといったご意見

				の主旨となるような文言も記載しております。また、実際に取り組みを進める際には、積極的にメリット等を提示するよう努めてまいります。
5	分野1 療育・保育・教育 全般	13、14、29～31 ページ	乳幼児健診は重要であるが、健診の精度は決して高くない。軽度ないし境界域の発達遅滞の場合は、指摘がなされないまま通過して集団生活が始まると、集団になじめない等で顕在化する例が少くない。就学後に集団への不適応行動や不登校という形で顕在化するケースも少くない。人員不足や教育委員会との連携も進んでいない。就学支援委員会も相談員の方は努力しているが、保護者の意向が尊重されるため適切な就学先への案内は困難なことも多い。支援学級等の先生は限られた人員の中で奮闘しているが、様々な理由で対応が困難なケースも存在する。 これらの問題を一気に解決する方法はないが、一つの案として近隣の大学の障害児教育を教える講座に依頼して、各校を巡回し、実際の困難ケースなどを相談するといった具体的な支援策を考えるべきではないか。この場合大学には教育奨励金のような報償費を支払って対応してもらうのはどうか。大学側もフィールドワークとして実際の教育現場に立ち会いたいと考えているのではないか。	本市としましても、必要な方に関してはできる限り早期に質の高い療育を受けることができるよう努めているところではありますが、集団生活や就学後などに顕在化するケースもあると認識しています。ご意見の中でもありましたが、特に最近では保育所等訪問支援を推進し、保育、教育、療育等の関係機関の連携を強化し、個別に応じた対応ができるよう努めているところです。また、「やおっこファイル」といったツールの活用も推進しております。 いただいたご意見も参考に具体的な取り組みを進める際には、大学等の関係機関と連携・協力を図り、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な支援ができるよう取り組みを進めてまいります。

6	分野6 住環境 市営住宅の整備・改善 迷惑駐車防止活動	44、45 ページ	住環境の整備の中で、バリアフリー化の促進とともに、建て替えに伴う整備改善がうたわれているので、41 ページの居住系サービスの確保でも課題となっている「グループホーム入居のモデル改造」や「グループホームとして暮らしやすい『建て替え市営住宅』の機能更新」をしてはどうか。そのために、障害者就労施設を運営している法人数社と設計等の段階から連携・試行はできないか。 また、45 ページの道路・歩道・公園の整備の取り組み方針等から「地域での迷惑駐車防止活動を支援する」が表記されなくなっただけはなぜか。	市営住宅の整備については「八尾市営住宅機能更新事業計画」に則り、高齢者・障がい者を含むすべての入居者が安心して暮らせる居住環境を確保するための整備を進めているところです。グループホームへの活用については、市営住宅の空き家等の状況、グループホームのニーズ等を踏まえ、関係機関と連携して検討してまいります。 また、「地域での迷惑駐車防止活動を支援する」の文言については、令和4年1月から大阪府警察による駐車監視員制度が始まり、放置車両の取り締まりが強化され、違法・迷惑駐車対策として一定の効果があつたため、実態に合わせ「違法・迷惑駐車防止の啓発パトロールを実施する」という文言で取り組み全体を包含する形に修正しました。
---	-----------------------------------	-----------	--	---